

带状疱疹ワクチン定期予防接種のご案内

このお知らせは、令和7年度の定期予防接種の対象となる方へお送りしております。
すでに接種を完了された方は、行き違いですので、ご容赦ください。

● 带状疱疹とは

带状疱疹は水ぶくれを伴う赤い発疹が、体の左右どちらかの一部に、帯状にピリピリとした痛みとともにあらわれる皮膚の疾患です。痛みは徐々に増していき、強い痛みを伴うことが多く、その症状は3週間から4週間ほど続きます。症状の多くは上半身にあらわれますが、顔や目、頭などにあらわれることもあります。

多くの人が子どもの時に感染する水痘(みずぼうそう)ウイルスが体の中で長期間潜伏し、過労やストレスなどで免疫力が低下した際などに、带状疱疹として発症します。

特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症するといわれています。また、皮膚症状が治った後も、合併症として、長い期間痛みが残る「带状疱疹後神経痛(PHN)」になる可能性があります。

● 予防接種の種類と効果

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。いずれも免疫力を高め、発症を予防する効果がありますが、接種回数や効果持続期間などに違いがあります。詳しくは、同封の「带状疱疹ワクチン説明書」をご覧ください。

なお、定期予防接種によって引き起こされた副反応により、入院治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、予防接種法による給付(医療費、医療手当、障害年金等)を受けることができます。

● 予防接種の対象者・接種期間・費用など

対象者	① 令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方 ※101歳以上になる方は令和7年度に限り全員対象となります。 ② 接種日において60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の高度障害により身体障害者手帳1級をお持ちの方又は診断書により同程度の障害があると認められる方
接種場所	市内指定医療機関(同封の一覧をご覧ください。要予約) ※入院・施設入所等やむを得ない事情により、上記の医療機関以外で接種を希望する場合、事前に定期予防接種実施依頼書の交付申請が必要です。(裏面参照)
ワクチンの種類と接種費用 ①か②のうちいずれか接種	① 乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン) 1回接種のみ 接種費用(自己負担額):4,000円 ② 乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン) 2回接種まで 接種費用(自己負担額):11,000円/回 ※上記②は標準として、1回目を接種後、2か月以上の間隔において2回目を接種します。 (医師が早期の接種が必要と判断した場合は、1回目の接種後1か月以上の間隔において2回目を接種可) 【生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の方は無料。ただし、接種には受給証明書が必要です。】
期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) ※2回目の接種が令和8年3月31日を過ぎる場合、定期予防接種(公費助成)の対象外となります。
持ち物	① 令和7年度带状疱疹ワクチン接種券(シールははがさずに医療機関へ提出してください。) ② 予診票(接種予定のもの。1回目又は2回目) ③ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ☐ 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の方のみ受給証明書 (生活福祉課で発行する受給証明書を接種予定の医療機関にお持ちください。) ☐ 対象者②で接種を希望する方のみ身体障害者手帳又は診断書

<定期予防接種実施依頼書の交付申請について>

入院中や施設入所等やむを得ない事情により、市内指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前に「定期予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。

申請書はホームページからダウンロードできます。



【手続きの流れ】

- 1 「定期予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項を記入のうえ、調布市健康推進課へ提出します（郵送可）。
- 2 市から「定期予防接種実施依頼書」が届いたら、医療機関へ提示し、自費で接種を受けます。
※ 定期予防接種実施依頼書の発行は、申請受付から2週間ほどかかりますのでご承知おきください。
- 3 定期予防接種実施依頼書とあわせて市から送付された、助成金交付申請書（費用の払い戻しの申請書）に必要書類を添えて市へ提出します（郵送可）。市は、書類審査後、ご指定の口座へ助成金を振り込みます。